

次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定によつて、届出があつた。

平成二十三年三月三十一日

広島県東部農林水産事務所長 藤 本 隆 文

事業主体	地区名	事業名	完了年月日
福山市	丁谷水路	農業用排水施設整備事業	平成二年三月二七日
福山市	唐橋水路	農業用排水施設整備事業	平成二年三月三一日
福山市	唐熊水路	農業用排水施設整備事業	平成二年三月一七日
福山市	箱田大西町水路	農業用排水施設整備事業	平成二年三月三一日
福山市	宮池	ため池等整備事業	平成二〇年三月二八日
福山市	丁中池	ため池等整備事業	平成二年三月三一日
福山市	宮地大池	ため池等整備事業	平成二年二月一五日